

平成二十三年政令第百六十七号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令

内閣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第五条第六項、第十七条第六項、第二十四条第二項及び附則第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（評価委員の任命等）

第一条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要な都度、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 厚生労働省の職員 一人

三 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の役員 一人

四 学識経験のある者 二人

法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法第五条第五項の規定による評価には、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。（積立金の処分に係る承認の手続）

法第五条第五項の規定による評価には、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

五 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項

六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二条第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
（施行期日）

第二条 法附則第五条第四項の規定により控除する額は、毎事業年度、同項に規定する対象資産の処分に要する費用を勘案して定めるものとする。
（国庫納付金の納付の手続等）

第三条 機構は、法附則第五条第四項及び第七項の規定による納付金（以下「宿舎等勘定に係る国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、あらかじめ、当該宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算書にこれらの規定による処分に係る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該宿舎等勘定に係る国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に交付するものとする。

3 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特別会計雇用勘定に帰属する。
（附則）（平成二十六年三月三〇日政令第一〇八号）抄

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
（施行期日）
附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附則（平成三一年三月二九日政令第八三号）抄

1 この政令は、平成三一年四月一日から施行する。
（施行期日）
附則（令和二年九月四日政令第一六八号）抄
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

1 この政令は、平成三一年四月一日から施行する。
（施行期日）
附則（平成二七年三月一九日政令第一〇九号）抄
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。